

『統治二論』の批判的読者としてのライプニッツ ——「所有権」概念を中心に¹⁾——

酒 井 潔

論文要旨

〈ロッカーライプニッツ問題〉といえば、従来はロック『人間知性論』(1690)とライプニッツ『人間知性新論』(1704)を認識論や言語論の観点から対照し、経験論と合理論の対立を確認するのが定番であった。それにひきかえ、両者が十七世紀の自然法論、正義論、政治哲学においてもきわめて重要な対抗関係にあることには殆ど注目されてこなかった。ライプニッツは1698年ロックの『統治二論』を取り寄せ、かつロックからも献本され、その第二篇の所有権論も読み、批判する。ただ、『人間知性論』に対して長編の『人間知性新論』を執筆したのとは異なり、『統治二論』については論文も覚書も遺していない。しかし、『新方法』から『正義の共通概念』にいたるライプニッツの法学著作の根底にあるのは、ホッブズやプーフENDORFの主意主義に対する彼の主知主義的な主張にとどまらず、実はそれ以上に、ロックの唯名論的で自由主義的な自然法論(とくに私的所有権論)への批判とその克服の試みに他ならない。奴隷制に対する批判にも及ぶ《所有権=厳格法への批判》は、「衡平」を中心に置くライプニッツ正義論の絶対に譲れぬ核心であった。

キーワード【自然法、所有権、厳格法、衡平、敬虔】

序

ライプニッツは1695年6月ロックの『人間知性論』(1690)を初めて読み²⁾、ロックに注目するようになる。そして1698年頃、当時フィルマー批判として話題になっていた『統治二論』にも関心を持ち、スコットランド出身の知人トマス・バーネット³⁾に依頼して取り寄せた⁴⁾。さらに、ほぼ時を同じくしてロック本人からも『統治二論』(*Two Treatises of Government*)の1698年版(第一篇・第二篇)がライプニッツに献本された⁵⁾。だがライプニッツは、『人間知性論』について長編の論駁『人間知性新論』を書き上げたのとは対照的に、『統治二論』については論文も覚書も遺してはいない。アカデミー版全集の既刊分をみても言及は第一系列「一般・政治・歴史往復書簡」に往来信あわせて計7箇所見えるだけである⁶⁾。しかし、ライプニッツは『統治二論』第二篇の自然法論には並々ならぬ関心を有し、なかんずくその「所有権」(property)の概念に、自身の自然法・正義論からみて到底放置できない問題を認めていたに違いない。

修学期のライプニッツは法学と哲学を専攻し、博士論文は『法における錯綜した事例について』（1666年10月アルトドルフ大学提出）であった。そして翌1667年12月にマインツ選帝侯に献じた『法学を学習し教授する新方法』⁷⁾には早くも「厳格法」、「衡平」、「敬虔」からなるライプニッツ自然法思想の原型が見出される。1668年から1672年までマインツ選帝侯宮廷顧問官として勤めた彼の職務はローマ法改革事業の助手であり、かつ最高裁判所判事を兼ねていた。並行して『自然法の諸要素』⁸⁾はじめ多くの法学著作が執筆された。このマインツ期は重要であり、「厳格法」(jus strictum)の行き過ぎを是正し、これとの均衡の上に「衡平」(aequitas)に積極的かつ中心的な役割を見ようとするライプニッツの自然法論の特徴的な立場が形成されて行く。

取り寄せた『統治二論』をライプニッツが本格的に読むのは1699年から1705年の間と推される⁹⁾。1700年2月12日付トマス・バーネット宛書簡に、「私にはまだ、フィルマー氏の諸原理に対抗した、『統治二論』と題する書物をまだ全部読む暇がないのです」と書いている。しかし続けて「けれどもそこには理性推理の大いなる精密さと堅固さがあると私は気づきました。おそらくしかし、なかでも自然状態や人間の権利の平等について人が言っていることのように、より広範な議論を要求するような箇所がいくつかあります」とあり、ライプニッツが早くから同書に多くの疑問を懐いていたことが察せられる。

アカデミー版全集第IV系列(政治著作)を担当するポツダム・ライプニッツ編纂所研究員のシュテファン・ルックシャイター博士は論文「ロック『統治二論』へのライプニッツの批判」(2006)¹⁰⁾において、ロックとライプニッツの政治哲学上の対立点を整理している。酒井はそれを参照しつつ、ライプニッツの『統治二論』批判の概要提示を、「人間の平等」、「自然権／自然法」、「自然状態」、「統治者の支配」、「神の介入」、「国家目的と抵抗権」について試みた(酒井(2021)、第III部第7章)。しかし本論文では、「所有権」の問題に焦点を定めてさらに考察しよう。考察は以下のように進められる：

まず第一に、『統治二論』の所有権論の特質を、「私有」の擁護とその絶対化として別出し、「共有」を積極視するライプニッツの所有概念と対照する。

第二に、当時急速に拡がりつつあった「植民地」および「奴隷制」の問題を取り上げ、ロックとライプニッツにおけるこの問題との異なった関わり方を見る。そして両者の違いは単なる歴史的偶然的な事情ではなく、むしろロックとライプニッツのそれぞれの自然法／自然権思想そのものの規範的、本質的な性格に根差していることを明らかにする。

そして第三に、両者の自然法論が最も対立する点として、「厳格法」と「衡平」の概念に焦点をあて、ロックと違って厳格法と衡平を向立させ、動的な相互関係において生かそうとするライプニッツ法哲学の特徴と射程を、立ち入って考察する。

最後に、ライプニッツが、ロックの『統治二論』に深刻な思想的矛盾を見ていたにもかかわらず、これを論駁する著作を(『人間知性論』に対して『新論』を書いたのとは異なり)

とくに遺していないのは何故かについて、筆者の見通しを簡潔に述べておきたい。

I. 「所有権」概念をめぐる——ロック vs. ライブニッツ

1・1 ロックでは、広義のプロパティ＝「生命・自由・財産」への権利も、狭義のプロパティ＝「財産」も、ともに「持つ」という行為——他人ではなく自分だけのものに^{する}（appropriate）——が強調され絶対化される。つまり、その対象が、主体による「持つ」行為の対象として、主体の独占的支配下に置かれるのである。

創造主神は、自然状態において、各人が従うべき理性の法＝「自然法」を定めた。この自然法は、各人が自己の存在を維持することを、すなわち「生命、自由、財産」を維持する権利を有し、ゆえに他人のそうした権利を侵害してはならないと命じる（TT, II-6）。Jus naturaleが自然法と同時に自然「権」を意味するのがホブズ、そしてとくにロックの特徴である。こうした自己保存が他人によって奪われてはならない「生まれながらの、根源的な権利」（the native and original Right）（II-220）である。自然権をしかし直接的な自己保存だけに止めず、「財産所有権」の概念に広げるのがロックのさらなる特質である¹¹⁾。何を所有することが自己保存の権利と言われるか。それは、まず、狭義の「財産」（property）であって、「自己の存在に必要なまたは有益な物」（II-86）、外的事物、つまり所有物（およびその所有権）を意味する。所有権はさらに（狭義の財産を超え）所有権者の^{身体}や^{生命}にも及ぶ。「生命、自由、財産を私はプロパティという一般的な名前で呼ぶ」（II-123）。自由とは行動（営業、労働、移転）の自由であり、いずれも今日では自明視されているが、そこには次のような、いくつかの重要な思想的前提が存している、と考えられる：

- (a) 財産のような外的事物のみならず、「生命」や「自由」も個人の「持つ」対象である、とされる。
- (b) 「持つ」は元々個人の偶然的属性であって、持ったり持たなかったりする。
- (c) 「持つ」は（生活手段を獲得するための）^{主体}の^{行為}である。「生命」（四肢、健康、^{身体}を含む）も「自由」も共に、主体によって^{持たれる}対象であり、主体に対し^{受動的}な性格を帯びる。
- (d) 個人は自己意識＝精神であり、生命、身体を^{自分だけのもの}（proper）として独占的に所有する。個人の労働の成果は100% その個人に属し、他の何人もこれを害してはならない。

1・2 人間・個人は「彼自身の主人」であり、「彼自身の所有者」であるとされているが、こうした主体や所有の観念は、今日では、格差拡大、身体の enhancement、人身売買等の問題として倫理学や生命倫理学で取り上げられる。例えば遺伝子技術の応用は身体が物象化され悲鳴をあげる状況を生じるが、そこには身体の「所有」がある。たしかに十七世紀イング

ランドの政治的混乱下ロックの念頭には、不当な逮捕や拘留、専制権力による自由の剥奪があった。しかしそれを割り引いても「自己の身体を所有する主体」という観念のもたらし得る深刻さについて、ロックは無自覚なようにも見える。だがこの身体所有イデオロギーとその今日の状況は各所で論じられているので、以下では、ロックの「所有権」が私有を促進し、かえって他者の権利の排除へ導き得るのではないか、との疑問を切り口として考察する。

ロックは、広義と狭義の「所有／所有権」を、自然法／自然権の最も重要なものとみる。自然法を「理性の法」として肯定するのは、所有権を擁護するためである。強調は、他人の所有／所有権を「害するな」におかれる。つまりロックでは、《個人のプロパティが不当に制限されることの否定》、つまり「厳格法」＝「誰をも害するな」(Neminem laedere) だけが本来の自然法の実質として想定されており、自然法によって可能にされる正義の意味なのである。

ロックの所有権論では厳格法が明らかにその前景にあるが、『統治二論』II-125, 131, 136他では、配分された土地に関して他人から権利侵害を受けないように裁判官を使って保全(preserve)するという可能性が示されている。これは(アリストテレス由来の)「矯正的正義」(corrective justice)として下川らによって指摘されている概念であり、ライブニッツが「衡平」に帰した役割に少なくとも一部重なる面をもつようにも見える¹²⁾。衡平は、裁判官を通じて、被害者には権利を、加害者には弁償の義務を配し、当事者間の不平等を矯正するからである。そのように見れば、「ロックには厳格法しかない」とまでは言えないのかもしれない。ただロックの場合、公の裁判官は人々の合意による政治社会の成立を必要とするので、この矯正的正義が自然権に属するかは微妙である。これに対し、ライブニッツでは、「衡平」は「厳格法」や「敬虔」と共に自然法に属し、しかもその中心を占める。

『統治二論』第二篇第五章は土地の私有を擁護し絶対化する(II-27)。労働に抛り生産物を増大させることこそ、世界を創造した神の、人間へ向けた意志に沿う。そして労働を投下した者だけが正当な権利とともに土地の所有、すなわち私有を認められる。しかるに北米の先住民インディアンは土地を開墾することも耕すこともなく放置している。ゆえに「彼らの同意を得る必要はなく」、入植者たちは労働によって豊かにした土地を囲い込み、私有地としてよい。そして侵入者が現れた場合にはこれを武力で排除してよい¹³⁾。この{自然法→私有→囲い込み}の演繹を担保するものは厳格法である。

もともと、ロックは先住民の土地を無制限に得ることを意図している、とまでは言えない。「[私的所有権への]四つの制限」、すなわち自己労働制限(II-31)、自己消費制限(II-31)、腐敗禁止(II-32)、潤沢制限(空地、荒蕪地)(II-33)が示されているからである¹⁴⁾。このうち「潤沢制限」とは、労働を加えた土地を私有するのは、先住民にも十分な土地が残されている限りで許される、というものだ。しかし(植民者が少なく、貨幣導入も未熟な段階だった時代ならともかく)、潤沢の判断を誰が何に基づいて行うかを考えれば、やや楽天的過

ぎるのではないだろうか。先住民が労働もせず移動するだけの狩猟民族であるとの論は、入植者が先住民の生活していた土地を奪うために作られた口実だとも三浦は述べている¹⁵⁾。また、「自然権」が白人入植者にのみ適用され、原住民は適用外とされていたのではとの疑いも指摘されている。

生前のロックが、庇護者のアシュリー卿（後シャフツベリ伯）との関係もあり、政府の貿易植民地委員会（Board of Trade and Plantations）の Secretary を 1673-74 年と 1696 年に務めたことはクランストンのロック伝（1957）他にも記されている¹⁶⁾。またロックと植民地イデオロギーとの関係については、Alasdair Macintyre（1981）、John Simmons（1992）、Barbara Arneil（1996）、三浦永光（1997, 2009）らの批判的解釈も既に周知の所である。他方そうしたイデオロギー的ロック解釈を一面的とする批判もある（下川（2000）¹⁷⁾）。筆者はここではロックと植民地イデオロギーの関連には立ち入らない。むしろ『統治二論』の所有権論を純粋に体系的論理または規範理論として見ようと思う。それは、「労働の投下→土地の私的所有権」の演繹は、「所有」の概念が「排他性」を最大の徴表とする点において、植民地拡大という帰結を必然的に含むのか、という問いを、《財産の共有》を積極視するライブニッツの立場と対比しながら考える試みである。

1・3 ライブニッツも、マインツ期に執筆した「協会」構想の覚書『兄弟的社会』（*Societas philadelphia*, 1669 (?), A IV, 1, N. 45）の中で「植民地」（*colonia*）に言及している。それによれば、国家は商人を、一般善を求める協会（*Sozietät*）のための「国家に有益な使用人」として要求できる（§ 28）。そのためオランダの裕福な人々に協会に入ってほしい（§ 34）。協会の本拠地はオランダに置かれるべきである（§ 35）。ドイツの青年たちは「植民地」を「東インド会社」（*societas Indicae orientalis*）を模範にして経営するようすべきである（§ 39）。これらの方策により、オランダの富を「協会」に導入することができる。「協会」は「国家」に反するものではなく、「国家に有用な人間たち」を教育する学院（*seminarium*）である（イエズス会が神学者のためのそれであるように）。商人も「協会」に対し義務をもつ。全オランダがそこに関与し、船や移民たちがアメリカに送られる。そして地球全体は「暴力でなく温和な仕方」（*non vi sed mansuetudine*）従わせることができる（§ 49）。

つまり、ライブニッツは、商人が植民地との交易から得る富を、「共通善」を目的とする協会のために役立て、それを通じて「国家」に「有用」となると考える。そこで重要視されているのは、ロックにおけるような、個々の入植者による土地私有化、{労働→囲い込み→私有→排他的占有}ではなく、協会ひいては国家の利益であり、「公共の福祉」である。

排他的所有権を絶対化し、これを担保する原理として「侵害するな」、つまり「するな」とのみ命じるロックに対して、ライブニッツは正義を、客観的な基準に従って善の客観的内容を実現することと解し、「何々せよ」と命じる。「人間の幸福、社会の利益」においては、個人による土地の私的所有を棚上げしたり、共有・国有の命令も有り得る、と声明する。

1・4 ライプニッツは、「所有権」(propriété)には「排他的な権利」と「共通の権利」が区別されねばならないとし¹⁸⁾、ロックが「他人の権利の排除を伴ったもの」(un droit de l'un sur la chose, avec l'exclusion du droit d'un autre)を理解していることを批判する。なぜ個人の権利／正義は《他人の権利の排除》と同じであると言えるのか。なぜ物における所有権者はつねに単数で語られるのか¹⁹⁾。ライプニッツは土地の共有(communio)、すなわち複数の人間が「における所有権」を有する場合について、これに積極的な地位を与えるのである²⁰⁾。

初期のライプニッツは理想社会における「共有」、そして「国有」に積極的に言及する。とくに『諸要素』では、もし十分な知恵と慈愛があれば、社会は「修道会と同じく、すべての所有物が国家の権力と贈物のうちにある」²¹⁾ように調整される、したがって法学も或る人には報償で「鼓舞」しつつ配分に携われればよく、これこそ最大の有益に導く、と説明されている²²⁾。だが後期の『共通概念』²³⁾では、衡平よりも厳格法によって「個人の所有物」(les possessions des particuliers)を維持する方が人々には好まれ、国家の統治にも必要である、つまり修道会におけるような《共有》は「当代では難しいだろう」(ce qui seroit difficile dans le siecle)と記されている²⁴⁾。ライリーは、そこにライプニッツの「嫌気」(reluctance)が感じられるが、現状では難しいことがライプニッツの優先するものなのだ、と述べている²⁵⁾。

ロック『統治二論』は、くり返すように、私的所有権とその排他性の論証を目的とする。ここでは「衡平」、「公共善」、「社会」というライプニッツ的な関心は薄いように見える。

それに対しライプニッツは、私的な財産法を不必要と見なし、「共同体法」(「共同体の厳格法」)をむしろ強調する²⁶⁾。「最善の国家においては(in optima re publica)所有権の厳格法(jus strictum proprietatis)は廃止され、共有の厳格法(jus strictum communitatis)が導入されるだろう」²⁷⁾。最善国家(理性国家)が存在するなら、そこで制定された内的なシステムは自然法と完全に一致するはずであり、市民たちの利害は完全に「共通善」に基づくだろう。

ロックの場合、個人は、所有権を付与された主体であり、他者や国家に対立し、それらからの独立が強調される。権力や国家の干渉に対し、自然法は「するな」と命じる。

1・5 ところで、所有権の延長に「著作権／法」(Urheberrecht)があるが、著作権思想の先駆者の一人はライプニッツである。2018年のメーダーの『知られざるライプニッツ—哲学による法と政治の発見』は、従来ほとんど考察されることのなかったライプニッツにおける法学と哲学の不可分の関係を、しかも法学者の視点から明らかにした画期的業績だが、ライプニッツの先駆的な著作権論にも言及している²⁸⁾。ライプニッツは、出版物の洪水や海賊版・盗作の横行に鑑み、著作者及び出版者の保護が急務と考え、皇帝に何度も嘆願提案書を提出し、皇帝の発する「特権」(privilegium)——新刊書の複製を禁止し、原著作者への他の新刊物送付を義務づける命令——によってこの問題を解決しようとした。結果的には特権の発布は実現されなかったが、ライプニッツは「作品」の概念を物質的なものだけでなく精神的なものにまで拡張、終生解決に努めた。本論文では詳述する余裕はないが、直接関わ

り得る一点のみ述べておきたい。すなわち、著作物はなぜ保護されなければならないかという点である。近代の著作権論では、それは著作物が著作者個人の財であり他の何人にも属さないからである。しかしライブニッツが著作者保護の根拠とするのはそのような所有権＝厳格法ではない。それは、彼が「無危害利益」(innocia utilitas) と呼ぶ論拠であって、無断複製や剽窃の禁止は、この禁止措置が著作者のみならず、出版人、印刷業者、製本業者、そして購買者・読者など、出版に関わる各人にそれぞれの仕方利益を与えるからである。書籍商や印刷者は経済的損害を免れ、読者は無用で低質な出版物を免れる。つまりそこにライブニッツが見ているのは「各人に各人のものを」という「衡平」の正義に他ならない。そしてこれにより国全体の学術の発展、すなわち「公共善」(bonum publicum) が促進されるのである。

「無危害利益」という術語自体はローマ法にもあり十七世紀にも知られていたものだが²⁹⁾、人は自分の不利益を招かない場合には、他人の求めに応じて、他人を助ける義務をもつという主張であって、ライブニッツはこれを「衡平」＝「各人に各人のものを配せ」の原理の中に認める。『新方法』によれば、詐欺の契約による被害者は、(契約の厳格法に支配されるのではなく) 騙した者から支払いを受けることができるし、利益を得た者は被害者に賠償する義務がある³⁰⁾。公平に状況を見渡せる者(裁判官)が一方に権利を、他方に義務を配する。衡平が(量的にせよ質的にせよ)単なる配分に止まらず、「各人に各人に相応しいものを帰する」原理として広く異なった場面で使われることを「無危害利益」の主張は示す。『自然法の諸要素』ではさらに様々な具体例をあげてこの「無危害利益」を説明するのである³¹⁾。

著作権の保護は、特権を宣言する皇帝に不利益ではなく、著作者にも出版人にも利益であり、(侵害を受けた)著作者が救済を求めるのだから皇帝には著作権保護を発布する「義務」が生じる。ライブニッツは著作物を精神的な「財産」と見なすのではない。換言すれば、財産の概念を精神的な財に拡張するのではない。所有を私有(proprietas)に限局せず共有(communio)を積極的にとらえるライブニッツにとって、今日という消費者保護にも繋がる著作権保護を要求するその根拠は、私的財産所有権の厳格法ではなく、衡平なのである。

II. 奴隷制をめぐる——ロックとライブニッツ

ロックと奴隷制の関係については、彼が、奴隷条項を含むカロライナ植民地の憲法起草に関与した事実や、『統治二論』第二篇第五章は先住民の排除を迫認する理論でもあり得たのではないかとの疑いから、三浦が激しい批判を述べている³²⁾。つまり、個人の「生命・自由・財産」の保護を訴え、「寛容」概念も提起するロックが、他方で、弱者の生存権や財産権を奪う理論を展開したのは何故かと。三浦の考察には筆者も少なからず刺激を受けた。しかし本論文本章では、ロック本人と彼の所論と間の矛盾を追求するのはやや別の視点を採

る。すなわち、奴隷所有や奴隷貿易についてロックの言動は曖昧なのだが、対照的にライブニッツは明確に反対を表明しているので、まずはライブニッツの奴隷制批判の概要を確認したい。そして、ライブニッツが彼の奴隷制批判の哲学的論拠を、「所有権」を支える厳格法その形式的性格および絶対化に対する批判のうちに見出し、奴隷制克服の可能性をまさに公平と敬虔という自然法のさらなる射程のうちに見ていることを明らかにしよう³³⁾。

2・1 ライブニッツによる奴隷制批判

「奴隷」に関する生前のライブニッツの発言や態度について、2022年1月に出たゴールデンバウムの長篇論文³⁴⁾が事実関係を整理しているため、それを手掛かりに見て行こう。

ライブニッツは、マインツ選帝侯国宮廷顧問官としてローマ法改革事業の補佐を命じられる以前から、ローマ法に大きな信頼を寄せていた。ローマ法はとくに「所有権」を扱い、その観点から「奴隷」も「物」(res)として位置づけられている。そこで言われ、かつライブニッツもそのように解するところの「奴隷」とは、必ずしも人種や出身による(本性的・自然的な)不平等や差別・偏見の故でなく、(国と国、民族と民族の)戦争の結果生じた捕虜や被征服民のことである。奴隷を所有することは物件法に属する。ローマ法において、奴隷を所有し使用する権利は法学の伝統の確固たる一部分だった。修学期のライブニッツによる「奴隷」への言及もその限りのものであり、この時期の代表的著作である『諸条件について』(1665)³⁵⁾、『法における錯綜した事例について』(1666)³⁶⁾、そしてマインツ期の開始を告げる『新方法』(1667)³⁷⁾では、いわば通常の事案として「奴隷」(servus)に言及していた。

しかしその後ライブニッツは次第にローマ法における奴隷制の伝統に不満を表明するようになる³⁸⁾。そして、後期の始まりに位置し、生前最大の正義論著作といわれる1703年の『正義の共通概念についての省察』では明確に拒否するようになる。

同時代の奴隷制へのライブニッツの言及も、植民地へのそれと並んで彼の最初期から見出される。1660年代まではオランダが、そして1664~67年の三度の英蘭戦争以後はイングランドが支配した(イングランド—北米植民地—アフリカ間の)奴隷貿易についても、彼はすでに情報は得ていたであろう。それどころかライブニッツはハノーファー公爵国宮廷顧問官に着任してまもなくの1682年初めには、商人・化学者・重商主義者のマルティン・エラーズ³⁹⁾から手紙(1682年2月7日付ベルリン発)⁴⁰⁾で、君主を奴隷貿易に参加させてはどうかと提案された。ライブニッツは二週間後エラーズに返信を書くが、関心を示さなかったようである(アカデミー版編者の注によれば、このライブニッツからエラーズへの1682年2月20日付ハルツ発書簡は現存せず⁴¹⁾、その存在は、エラーズからライブニッツへの1682年3月1日付ベルリン発の手紙⁴²⁾で推察されるのみ)。なお、同じ頃エラーズからその提案について知らされた鋤山医・貿易及び商業顧問ヨハン・ダニエル・クラフト⁴³⁾も、1682年2月14/24日付のライブニッツ宛の手紙において、くだんのエラーズの提案が「実行不可能」

(impracticabel) であり、計画全体は「危険」(gefährlich) で「やるべきではない」と述べている⁴⁴⁾。

1698年ライブニッツは、新君主ゲオルク＝ルートヴィヒの妹ゾフィー＝シャルロッテが1684年に嫁していたベルリン宮廷に初めて参内する。フリードリヒ三世統治下のブランデンブルク選帝侯国⁴⁵⁾は、先代の大選帝侯治世の1683年「ブランデンブルク＝アフリカ会社」を設立し、金、象牙、奴隷の貿易に乗り出していた。(しかし1711年最終的に失敗に至る)。1690年代には奴隷制は、大西洋の奴隷貿易とアメリカ植民地の拡大によって新しい段階に入り、ライブニッツの文通でも頻繁に言及され⁴⁶⁾、彼は奴隷の悲惨な状況を意識するようになる⁴⁷⁾。

さて、以上のライブニッツに比べ、ロックの奴隷制への関わりは異なっている。Cranston、三浦、Goldenbaum等によれば、1668年ロックはアシュリーの要請で、カロライナ地主協会(The Lords Proprietors of Carolina)の秘書となり、奴隷制条項⁴⁸⁾を含む「カロライナ憲法」(The Fundamental Constitutions for the Government of Carolina, 1669)の草案作成にも協力する⁴⁹⁾。1674、1675年にロックは、アシュリーが副総裁を務めていた「王立アフリカ会社」(Royal African Company)の株を購入した。しかしロックの懐いた植民地イデオロギーが如何なるものであったかについてはロンドン・ナショナル・アーカイブズの史料を用いたM・ゴールディらによる説明を待つ以外にはない⁵⁰⁾。ただ驚くのは、1690年の『統治二論』刊行時、1619年アメリカ植民地に奴隷が導入されて既に七十年が経っていたことである。にもかかわらず、ロックのこの一連の曖昧さは何を意味するのだろうか。

2・2 ライブニッツの奴隷制批判を支える法哲学的根拠

ロックの自然法論では、ライブニッツの重視する意味での「衡平」はほとんど役割をはたさない。必要度を第三者が設定していわば上から配分するという意味での配分的正義は、個人がいかにして所有を確立し自然権を満たすかに集中するロックではかえって正義に反する⁵¹⁾。しかし、ライブニッツの「衡平」はそのような意味での量的な分配とは別のものである。それは、各人の努力や「功績」(merita)に見合う財(bona)の配分、権利と義務の配分、助けを求める者への救済の差別なき出勤等、さまざまな場面や段階のものを含んでいる。そして「衡平」は、その最先端においては、物の場合とは違って無制限の配分が可能であるような「敬虔」に届いているのである。

このようなライブニッツの、旧来の狭義の配分的正義をはるかに超えるような衡平概念の、その実り豊かな帰結のひとつとして、彼が、理性を賦与された心のより強い法、すなわち神の法に基づき、奴隷法の悪用に明確に反対を表明している、という点にわれわれは注目することができる。

ライブニッツの『正義の共通概念についての省察』は、彼の正義論の最大の著作であり、

ホッブズの主意主義的な「正義」概念を批判し、(プラトン『国家』のトラシュマコス批判を援用しながら)、恣意的ではない主知主義的な「正義」概念を主張するテキストであるが、その第二稿(「正義の共通概念」)後半のクライマックス部⁵²⁾において、奴隷所有の権利/法が明確かつ主題的に批判されるのである。まずその前提として、ホッブズならびにフィルマーの(慈愛や衡平と衝突する)厳格法の一元論が批判される。そして臣民や子供を国王や親の「財産」(propriété)と見做し、国王や親に臣民や子に対する「所有権」(droit de propriété)を認める考え方が退けられる。続いて次のような言明と共に奴隷制への反対が宣言される：

「私は次のように答える：たとえ人が、奴隷を所有する権利(droit d'Esclavage)が自然の理性に適うものとして人々の間で認められていて、「厳格法」に従えば奴隷の身体や奴隷の子供はその主人の権限下(sous le pouvoir des maistres)にあることに同意するとしても、その権利の濫用に反対するもっと強力な法があるということもつねに真であろう。これは生来不可侵の自由をもった理性的魂の法(droit des ames raisonnables)であり、身体と魂の主権的主人である神の法である」⁵³⁾。

続けてライブニッツは強調する：「神の下では主人は奴隷と同じ市民(concitoyen)である。奴隷も主人と同じように神の国の市民権(droit de Bourgeoisie)をもつのである」(ibid.)。

ライブニッツは《制限されるべき所有権》という議論を導入しており注目すべきである。それによれば、「厳格法」にただその通り従うのなら、奴隷の身体やその子供は主人の所有権の下にあり、その限りアメリカの食人種は囚人を食う権利を有することになる。しかしそもそも主人権とは一種の「使用権」(usufruit)のようなものでしかない⁵⁴⁾。使用権は本来不可侵の自由をもった理性的魂(ひいては身体と魂の真の主人たる神)だけがもつ権利であろう。実際は使用権の行使にも限界があり、「モノヲ損ナワズニ」(salva re)行われねばならない。奴隷に害悪を与え不幸に陥れたりするまで拡大してはならない。「事物の本性に反して、奴隷化された人は他人の財産(propriété)だと私が同意したと仮に私が認めたとしても、主人権は、厳密には何であれ、衡平、すなわち自分が他人にしてほしいことを、同様の場合に自分も他人に行おうと意志することによって、そして慈愛によって制限されるであろう」⁵⁵⁾。

しかしさらに注目すべきは、奴隷所有の禁止の根拠は、厳格法の制限と衡平の優越ということにとどまらず、究極的には、神がそれを、つまり人を物として扱うことを禁じている、とされている点である。人間は誰もが神の子なのであり、最終的には神との関係において見られなければならない。神は人間を、その所有権が不可侵であり、かつ相互に助け合う存在としてのみならず、神からの愛に神への愛で応答する存在として創造したのである。ゆえに自然法はその最終審においては、人間に対し、神に対して「正直に生きよ」と教える。厳格法の行き過ぎを是正し、衡平の相互扶助を実践することは、逆に敬虔(pietas)を通じて神の愛がそこに伸びてきてこそ真に可能なのであり、そのとき奴隷や人身売買は克服され得る。

このようにライプニッツの奴隷制批判は、直接的には私的所有権の濫用への批判であるが、より体系的には、彼自身の自然法三段階説に基づく。厳格法の遵守で事足りるとし、「衡平」を、まして「敬虔」を一顧だにしない法論の向かう先は、奴隷貿易や奴隷虐待の悲惨な現実である。ホッブズそしてロックの【所有権＝厳格法】論との対決が不可避な所以である。

III. 「厳格法」と「衡平」——ライプニッツ自然法論のダイナミズムとその射程⁵⁶⁾

3・1 ライプニッツの自然法三段階説

十七世紀の自然法思想のなかでも、ライプニッツのそれは、「厳格法」(jus strictum)、「衡平」(aequitas)、「敬虔」(pietas)の順に三つの異なる段階を含む点で際立っている⁵⁷⁾。(『法学を学習し教授する新方法』(1667) 第二部§ 71-74；『国際法史料集成序文』⁵⁸⁾ (1693) § 11-14) 他)

■ Jus Naturale の三段階の区別

	命法	特徴	私法・公法	方向性	分類
敬虔 pietas	「正直に生きよ」 (特殊と普遍の統一) (倫理学、神学にも)	個と他者の利益の合一	私法と公法の統合 心的徳		普遍的正義
衡平 aequitas	「各人に各人のものを配せ」。基準は困難 【例外を考慮】—慈愛	実質的 平等	公法 他人の利益 相互扶助	Aristoteles Grotius	配分的正義
厳格法 jus strictum (所有権)	「誰をも害するな」 【規則を徹底】	形式的 平等	私法 個人の利益	Hobbes Pufendorf Locke	交換的正義

このうち最も下位が厳格法、最も上位が敬虔とされる。そしてその相互の関係についてライプニッツは「これらの三つの段階のうち後のものは先のものより完全であり、先のものに力を与える。そして、争いにおいてより高位のものはより低位のものを部分的には止揚する」と定義する(『新方法』II-§ 73: A VI, 1, N. 10, S. 343)。また、より下位のものは、より上位のものを基礎づける。すなわち「厳格法」は「衡平」を、あるいは「衡平」と「敬虔」を、「衡平」は「敬虔」を基礎づける。逆にいえば、より上位のものはより下位のものを無効にするのではない。そして、最上位の「敬虔」は、中位の「衡平」と共に、最低位の「厳格法」をまさに補完し、公正で有意義なものにするのである (ibid.)。

ライプニッツは「厳格法」と「それより上位のもの」との関係、なかでも「厳格法」と「衡平」の関係に最大の注意を払う。初期の『新方法』(1667)から後期の『共通概念』(1703)までライプニッツは、「厳格法」を一方で徹底しつつ、他方で厳格法の妥当性または

妥当範囲を批判的に検討する。厳格法は、もしそれが（悪しき意味で）形式的に一律に行われるなら、奴隷や子の物的所有のように、かえって最大の不正義である（Summum jus est summa injuria）、とライブニッツは言い、（形式法ではなく）個別の内容に従った衡平法によって、厳格法を緩和し補完することをつよく示唆する。

jus (Recht, droit) は lex (Gesetz, loi) と区別され、それには「権利」の意味も存するゆえ「厳格法」(jus strictum) は「厳密な権利」とも訳され得る。ライブニッツはこれを広い意味で「所有権」(jus proprietatis) と呼ぶ。それは財産の保全、自由・平等、身体と生命の保護などを含む。ゆえに「所有権」は「誰をも害するな」との命令である。このような所有権が万人に無条件に妥当すべきと前提する点ではロックもライブニッツも同じである⁵⁹⁾。

「衡平〔法〕」(aequitas) は、語源からも、同等、平等を含意し、aequalitas と言い換えられる場合もある。しかし形式的・量的な平等に終始するものではなく、基本的には内容的・質的な均衡・同等である。その意味では観点によっては「不平等」なものも包容し得る。衡平はその可能根拠としての「慈愛」または「他人の立場」(la place d'autrui) と一致する。つまり利他の倫理 (Altruismus) に繋がる面をもつのであるが、ただしそれは自己犠牲を含意すべきではない、とライブニッツは重ねて強調している。

ホップズからカントに至る近代自然法論においては、「厳格法」は非常に形式的で原則的なものであり、法の適用される複雑な個々の現実や人格の違いを考慮するものではない。厳格法だけを自然法の実質として認めるのは、「何が正義であるか」を認識せず、支配者に都合の良いものが正義であるとするトラシュマコス、あるいはカルネアデスの主意主義と同じである。主意主義に厳格法一元論が加わるならば、「法こそ最大の不正義」になりかねない。すべての個人の権利を保障するはずの厳格法は、じつは主権者の権力の絶対性に寄与するものでもある、という逆説をライブニッツは『共通概念』他で鋭く指摘している。

3・2 厳格法と衡平の動的な関係

法 (jus) が（事実真理ではなく）「必然真理」として客観的普遍性をもつことはライブニッツにとって大前提であり、厳格法の妥当性も疑い得ない。しかし自然法の実質を厳格法に制限するホップズやプーフェンドルフの行き方にはライブニッツは断固反対する。その場合ライブニッツが最も注意するのは、「厳格法」と「衡平」の関係である。以下、メーダー (2018) の法学者の視座からの詳細な整理を参考にしながら見て行こう。

まずライブニッツは、厳格法は形式的性格をもつのに対し、衡平および敬虔は内容・実質的な諸要素を含む、と見る。さらに厳格法を「私法」の領域に、衡平と敬虔を「公法」の領域に配属する。また、厳格法では「正しい」「正しくない」の基準が明確であるのに対し、衡平や敬虔は法と道德の境界に位置するがゆえに、違反しても、地上の法廷においては必ずしも罪に問われる訳ではない⁶⁰⁾。

衡平は配分など公的な場面で用いられる原理だが、個人の私的な場面で厳格法が用いられるときには厳格法を尊重しなければならない。逆にいえば、厳格法は、自分の財産、自由、生命の保全を主張するだけでなく他人のそれにも十分に応えるべきである⁶¹⁾。ゆえに財産についてライブニッツは、排他的な私有を中心におくロックと対照的に、共有を理想とする。

ライブニッツは『国際法史料集成』「序文」(第12節)でクセノフォン『キュロスの教育』(*Kύρου παιδεία*, I, 3, 17)⁶²⁾を引き、服が誰に似合うかでなく誰の物かが問題だとして厳格法が基準になると確認する(ただし、「私法—交換的正義」でなく、「公法—配分的正義」の場合であれば衡平に従う)⁶³⁾。厳格法(その最も下位のものが所有権、契約〔法〕である)は、相手が誰か、対象が何か、見栄えがどうかには関係しない。人権(自由、平等、財産)、身体の安全はライブニッツでも保障されるのである⁶⁴⁾。なおメーダーは、厳格法はキリスト教福祉国家または隣人の理念を限界まで進めたものだと言う。貧者を満足させるためだからと言って金持ちから奪ってはならない訳である⁶⁵⁾。

けれども厳格法=所有権を子供や奴隷にも一律に適用するのは行き過ぎであるとライブニッツは言明する(『共通概念』II)。彼らも馬や犬にあらず、理性を賦与された自由な心である以上、単なる「所有権」の対象と見做すことはできない。神の国では奴隷も同じ市民権を享受する。厳格法は自明性を主張するが、その実際の適用が不正義に導く場合もある。

3・3 衡平による厳格法の緩和または抑制

衡平は、自分の繁栄と同様に他人の繁栄に配慮せよと命じる。つまり「衡平」は「慈愛」に基づくのである⁶⁶⁾。これにより厳格法の独断や専横は制限される。

厳格法を除外せずに、衡平の適用を可能ならしめる根拠として、ライブニッツは「規則」(*regula*)と「例外」(*exceptio*)という二元論を提起する⁶⁷⁾。規則は厳格法の領域であり、例外は衡平の、そして敬虔の領域である。

ライブニッツは、衡平においては基準を一般的に示すことは難しい(*difficillime generaliter*)⁶⁸⁾と認めつつも、しかし法の実質的な要素を類型化することはできるし、法制定者によって或る程度差異化され得る、ということを確認している。それは状況に応じて、個々の事例においてその全ての事情を考慮して測られるのである⁶⁹⁾。

実質的要素を「例外」の見地から有効にする方法をライブニッツは契約法の例で論じている。「契約は契約なのだから守られるべき」という厳格法の形式的な「規則」をライブニッツは絶対視しない。詐欺による契約の場合、その契約の効力が減じられるというのが衡平原理である(『新方法』II-§ 74)⁷⁰⁾。そこには、衡平のために厳格法を破ることをどういう論拠で正当化するのか、と反問する向きもあるだろう。だがライブニッツの関心は、裁判所判事の実務経験者らしく、どうすれば騙された人に正義を回復できるか、に存する⁷¹⁾。

衡平原理の有効性は個々の特殊な状況に依存する以上、これを法秩序に組み入れるには、

(ローマの司法制度に倣い)「上級者」(superior)、つまり裁判官が実質的要素を考慮して衡平を決定すべきだ、とライプニッツは考える。衡平は厳格法より高位の命法であるにもかかわらず、地上の法廷では常に貫かれるわけではない。だからこそ裁判官が重要である。厳格法をあくまで浸食せずに、裁判官が個々の事案においてその適用を緩和するという方法で、衡平を実現するのである⁷²⁾。ライプニッツは法の確実性に大きな価値をおくが⁷³⁾、同時に、法プラクシスの注意深い観察者でもあった。そして彼は、主権者の意志は自らを通そうと欲するが、しかし衡平法そのものを押し潰すことはできない、と見ていた。

形式と実質、規則と例外、厳格法と衡平という一連の二元論は、ライプニッツが、権力から法を導出する行き方を拒否していることを示す。ライプニッツは法と政治の主意主義(ボダン、ホブズ、プーフェンドルフ)への決然たる反対者として発信している。主意主義によれば、法は任意法(jus voluntarium)であり、効力を最高権力者(summa potestas)から得る。そこでは法の制定や改訂が恣意によることが想定されている。そして主権者の意志が(目的因ではなく)作用因を形成し、しかも恣意的意志が知、理性、自然法よりも高位に位置づけられる点が重大である。ライプニッツによれば、神といえども恣意的に正義と不正義を決定することはできない。なぜなら、正義は神の意志の対象でなく、神の理性の対象だからである⁷⁴⁾。

3・4 前期ライプニッツのプラグマティズム

ライプニッツは、厳格法を支配する原理は「自分の利益」(utilitas propria)であると見る。その上で「自分の利益」に一定の基礎的な意義を付している⁷⁵⁾。だが既述のように、法規定が厳格法にのみ還元されることには断固反対する。衡平は厳格法を尊重することを命じる。逆に、厳格法は、それが連帯的行為の命令に副うためには、衡平原理によって補完されねばならない⁷⁶⁾。相反する方向をむく厳格法と衡平について、このように相関性ないし均衡をつよく示唆する点もライプニッツの理性主義(ratio-nalism)の特徴である⁷⁷⁾：

「衡平」は大きく二つの特徴をもつ、とライプニッツは考えている：第一に、衡平への要求は強制的な「権能」(facultas)ではなく、むしろ「適合」(aptitudo)ともいわれるべきものである。第二に、衡平の義務は、ただ一定の限られた範囲でのみ肯定される。そのうえで、複数の競合する法的要求における重層的で動的な関係性としての衡平は、ブシェの整理を参照するなら、以下の視点または場面を含むであろう⁷⁸⁾：

- (1) 物資の配分における衡平。財と功績のあいだの関係の同等性。功績とはこの場合、共通善のための、私的善に結びつけられた動員を意味する⁷⁹⁾。国民経済学的な論議でもある。
- (2) 損害賠償において衡平が要求するもの。例えば、刑法における衡平は、不賢明さよりも奸計や詐欺が罰せられることを要求する⁸⁰⁾。
- (3) 契約法における衡平(これは、悪意を隠して締結された契約を無効化する要求である)。

(4) 市民相互の社会的互助における衡平。当事者の切迫や援助の必要度の違いに従い次のように段階づけされる：①困窮、不幸、貧困の阻止、②単なる損害や不利の阻止、③有利または利益の獲得、④私は自分の困窮が軽く余力のある場合には、他人をも助ける義務をもつ（「無危害利益」）⁸¹⁾

ところで、「各人に彼のものを配せ」を実現するときの基準や観点をなすものが、「利を増やし害を避ける」というプラグマティズムないし功利主義とも言いうる性格をもつことはたしかである。「厳格法」でも「同等の権利」ということが示唆されるが、これは、公共性にとって「平等」という法的に最善の原理がやはり最も有益であり（*publice utilissimum*）、これにより不安や大きな問題が避けられるからである、との説明の仕方が前期の『法と正義について』（*De jure et justitia*, 1679-1680）に見られる（A VI, 4C, N. 502, S. 2841）。つまり最高位の敬虔の平等原理が衡平に、さらに厳格法に降りてきているのであって、ホッブズやプーフエンドルフにおけるように厳格法の概念そのものが平等原理を担うのではない。「敬虔」の実在的な普遍性に比べれば、厳格法（所有権）に帰せられる妥当性は実在的とは言えず、必然的でも絶対的でもない。

ライプニッツにおいて正義は善に必然的に結合されるが、「人類の完成」という彼の標語にも見出せるように、「完成」（*perficere*）や「完全性」（*perfectio*）の概念を媒介にして、有用性の観点が法論・正義論に入っている点は注目すべきである。ただ、こうした有用性の観点はライプニッツの前期に属し、具体的には『法と正義について』（1679～80）あたりまでの現象である。後期の開始を告げる『国際法史料集成序文』（1693）では、衡平は「知者の慈愛」＝「普遍的好意」に基づけられ、『正義の共通概念についての省察』（1703）では明確に主知主義が打ち出されるようになるのである。

3・5 私有と共有——ロックとライプニッツ

再度確認しよう。自然法は、ロックの「平等の自然権」の理論では、「何々するな」という否定表現の形をとる。つまり理性は、全人類に対して、「すべての人類は平等で独立しているのだから、何人も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきではない」と教え⁸²⁾（TT, II-6）、「何人もも害するな」＝「厳格法」に集中する。この「生命、自由、財産」（*Lives, Liberties, Estates*）をロックは *Property* と呼ぶ（II-123）⁸³⁾。誰もが、賢明か不明かに関係なく、自分の財産を欲するままに扱う権利を有し、それゆえ「他人の *property* を犯すな」とのみ命じる。ロックの「所有権」概念の中核にあるのは「私有」であり、それに伴う「排他性」である⁸⁴⁾。自然状態ではたえず他者による権利侵害に晒されている *Property* のその保全こそ、人々が共同体を形成しその統治に従う目的である。

これに対しライプニッツは、(1・4で見たように)『新論』で、「所有権」（*propriété*）には「排他的な権利」だけでなく、「共通の権利」がなければならないと強調し⁸⁵⁾、とくに「土

地の私有」を公共の善のため制限する必要の生じ得ることを説く⁸⁶⁾。ただ、人々が私有財産を欲する現状では共有制は望むべくもない、と彼も認めはする。しかしまた彼の理性法学の立場からすれば、分配は個人の功德や完全性に厳密に比例してなされるべきであり、そのためには一層知恵と慈愛が求められるのである⁸⁷⁾。

以上みたように、正義を、個人のプロパティが他人によって不当に制限されることの否定と定義し、その実質を「何人をも害するな」との命法の遵守に回せんとするロックに対し、ライプニッツは正義を、合理的な基準に従って善の客観的内容を実現することとして積極的に捉える。それは「善」の構想や倫理神学に接続し、何らかの国家像や人間像を具体的に描く作業を要求する。では、「客観的な善」に対応する統治とはどのようなものなのか。ここでロックシャイターは『兄弟的社会』(*Societas philadelphica*, 1669)を指示する⁸⁸⁾。そこに描かれているのは、最も重要な職者が国の要職を務め、資源を占有し、共和国全体の舵取りをする社会であり、かかる仕方で「人類の完成」(*perfectio humani generis*)へ向かうプログラム構想である⁸⁹⁾。それは、政治社会史的には十七世紀絶対主義の統治プログラムとも言え、派生的な権利や主観的な自由には顧慮せずに、神の法に立脚し国家を中央の制御に従属させる「ポリツァイ国家と法治国家の興味深い統一の現象」でもある⁹⁰⁾。

結 語

以上のように、『統治二論』の私的所有権論は、「衡平」を重視するライプニッツの自然法論から見て根本的に批判されねばならず、放置できるものではない。『人間知性論』(1690)の empiricism がライプニッツの rationalism から見て批判されねばならなかったように。だが『人間知性論』へは彼は1703年8月から翌年4月下旬にかけて異例な速さで『新論』を書き上げたのに対し⁹¹⁾、『統治二論』への論駁は執筆されなかった。けれどもそれはライプニッツにとって、『統治二論』の問題が『人間知性論』の場合ほど深刻ではなかったことを決して意味しない。では、なぜライプニッツは『統治二論』との根本的な対立にもかかわらず、“統治二論新論”とも称すべき著作を執筆しなかったのだろうか。

初めに引いた1700年2月のバーネット宛書簡でライプニッツは、『統治二論』をまだよく読むだけの時間がないと記しているが、しかし、短いコメントからは彼が既に同書の自然法論・所有権論の本質を洞察していることが窺える。1697年5月満を持して刊行した『国際法史料集成序文』⁹²⁾でライプニッツは、三段階の自然法と、衡平の中心的役割という自らの体系を改めて主張したばかりである。『統治二論』が許容不可能な論点を含むことは十分認識してはいたが、同じ趣旨の著作を再度執筆する暇はライプニッツにはない。

1703年7月ライプニッツは君主ゲオルク＝ルートヴィヒに「正義」に関する進講を行い、

その妹でプロイセン王妃のゾフィー＝シャルロッテに送った講演原稿こそ、本稿でも度々参照した『正義の共通概念についての省察』である。前景には、ホッブズの主意主義的な正義の定義への批判があるが、「厳格法の行き過ぎ」への批判はロック所有権論への批判でもある。さらに、「所有権」・「厳格法」の形式的絶対化に帰せられる奴隷制に対する強い批判は、『統治二論』第二篇第5章における{労働による土地占有→先住民の排除}の演繹への反応でもあろう。そしてバーネットからも得ていたであろう、北米植民地の困り込みや奴隷貿易の実態とそれへのロックの姿勢に関する情報への反応であるとも考えられる。(また『共通概念』では、著作権保護の必要性にも触れられているが⁹³⁾、それが「衡平」原理に立脚すべき論点であるだけに、そこもロック所有権論への批判として読めるであろう)。

そうだとすれば、1703年7月の進講のテキストとして、翌月にゾフィー＝シャルロッテに送られた『共通概念』が、ホッブズ批判の下、名指しこそしないがロック『統治二論』に対する論駁であったと考えられる。名指しを避けたのは、当時(1704年中頃まで)ライプニッツはロックの拒絶的態度にもめげず、文通実現に望みをもっていたからである。そしてスコットランド貴族バーネットはロックとの重要な仲介者にして情報提供者であった⁹⁴⁾。

ライプニッツは『共通概念』を王妃に発送した直後、同じ8月のうちに『人間知性新論』の執筆を本格的に開始するが、じつはそこでもロックの自然法論・所有権論への批判を、登場人物フィラレートへの反論や補足の形で挿入している。先に(3・5)言及した第IV部第3章第18節でライプニッツ(登場人物テオフィル)は、相手が物の所有・非所有を正義・不正と同一視しているとズバリ指摘する。そして、所有の不可侵が正義の意味だとしたら、仮に共有の場合には不正は無いというおかしなことになると批判する(A VI, 6, 384)。『人間知性論』第四部「真知と臆見について」、第3章「人間の真知の範囲について」においてロックが、確実な真理の例として、数学と並ぶ道徳における事例としてやや唐突に挙げた「所有権のないところに不正義はない」をライプニッツは見逃さず、抗議しているのである。『新論』のカッシーラー訳もこの箇所注を設け、『共通概念』を参照するよう指示している⁹⁵⁾。

このように、『統治二論』(1698年版)の批判的読者としてライプニッツは、直接的な論駁書は遺してはいないが、しかし『共通概念』においては名指しを避けながら、そして『新論』では代弁者フィラレートの所説に逐一对応する形で論駁を著した、と解することができる。『共通概念』では奴隷制批判に見られるような明確な強い調子で、『新論』では冷静な筆致ながら『人間知性論』への批判とも連動させて、それぞれ効果的に反論している。

それでもなおライプニッツが、『人間知性新論』の執筆だけでなく、「統治二論新論」の執筆を意図していた可能性は排除できない。しかし1704年10月ロックが世を去り、計画されていた『新論』の刊行は見送られ、「統治二論新論」執筆の機会も失われたのだった。

〔了〕

注

- 1) 本稿は、第 16 回ジョン・ロック研究会 (2022 年 8 月 24/25 日於学習院大学) における口頭発表の原稿に修正と加筆を施したものである。研究会では下川潔教授をはじめロック研究者の方々からのコメントに裨益された。謝意を表したい。
- 2) Müller/Krönert (1969), 127, 132.
- 3) Thomas Burnett of Kemny (1656-1729) : ライプニッツにとって、主家の英国王位継承問題に関する現地情勢の提供者として、またロックとの仲介者としても重要だった。1695 年 3 月から文通が始まり、100 通以上の往来信が残る。バーネットに彼は哲学上の考えなど専門的で重要な事柄も打ち明けている。
- 4) Leibniz an Thomas Burnett, 20/30. Jan. 1699: A I, 16, N. 313, S. 515. この手紙でライプニッツはバーネットに『統治二論』送付への礼を述べ (書名の代わりに「ロック氏の〔フィルマーの本への〕 応答」と呼んでいる)、ロックがこの主題で書いていたとは知らなかった、だからこそ自分にはロックの全著作のカタログを貴方〔バーネット〕に頼んでいたのだ、と述べている。
- 5) 筆者は 2019 年 9 月ニーダーザクセン州立図書館 (GWLB) において、ライプニッツの蔵書中の *Two Treatises of Government*, London, Churchill 1698 を閲覧した (ZEN, S-A 430)。これはロックからの献本と推定されている。書き込み等は見られなかった。ライプニッツは『統治二論』をすでにバーネットから取り寄せており、さらに Friedrich August Hackmann からも入手していた (A I, 17, N. 37, S. 50)。
- 6) A I, 16, 228, 515; A I, 17, 50; AI, 18, 380, 388; A I, 24, 709, 772.
- 7) *Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiaeque*, 1667, A VI, 1, N. 10. (略記:『新方法』)
- 8) *Elementa juris naturalis*, 1669-1670 (?), A VI, 1, N. 12. (略記:『諸要素』)
- 9) ライプニッツは 1705 年 7 月 8 日のピエール・ドゥ・ファレゾー宛の手紙で、「故ロック氏がフィルマーに反対して書いた本も、私はよく知っています。故ロック氏は自分でそれを私に送ってきたのです」と記している (A I, 24, N. 432, S. 772f.)。ドゥ・ファレゾーはその前月 1705 年 6 月 5/16 日付のライプニッツ宛の手紙で、「まだ『統治二論』をお読みでないなら、読まれると有益でしょう」(A I, 24, N. 400, S. 709) と言って寄こして来たのだった。
- 10) Luckscheiter (2006), 532-537.
- 11) 例えば、三浦 (1997)、26。
- 12) 下川 (2000), 244, 247, 267. ロックにおける「矯正的正義」(corrective justice) の意義と、その自然法／権との関係については、同氏との対話からも貴重な示唆を受けた。謝して記す。
- 13) 『統治二論』II-45 には、個人の労働に始まる所有権が直ちに他人の所有権の排除を意味せず、法による規制や、契約と同意によって確定される、とある。続く II-46 では「労働」の例として「どんぐりやリンゴの採集」が挙げられており、ロックは先住民にも「所有権」を認めるようにも読める。だが先行する文脈は、明らかに、インディアンは肥沃な土地があるのに労働を加えない故、土地を所有しない (II-41) というものである。
- 14) 三浦 (1997)、28、36。
- 15) 三浦 (1997)、108-109。
- 16) Cranston (1957), 119f.
- 17) 下川 (2000) は、イデオロギー批判からの対ロック財産所有権論批判がロックの意図や理論適用に向けられていて、議論自体や原理への批判ではないと指摘し、ロックの所有権論が彼の実践的意図やイデオロギーとは独立した理論としても機能すると主張している (165-167)。

- 18) *NE*, IV, chap. 3, § 18; *A VI*, 6, S. 384.
- 19) *Ibid.*
- 20) 『共通概念』2「正義の共通概念」、Luckscheiter (2015), 178f.; *K II*, 2, 169.
- 21) Riley (1996), 203.
- 22) 法哲学・法制史研究者アルムガルトは、マインツ期のライプニッツの法哲学、とくに『諸要素』の革新性を指摘し、「衡平」原理の精密化の過程に言及する。Armgaradt (2019).
- 23) *Meditation sur la notion commune de justice*, 1703 (?), *LH II*, 3, 1, Bl. 72–97; Luckscheiter (2015); *K II*, 2 (略記: 『共通概念』)
- 24) *K II*, 2, 168f.; Luckscheiter (2015), 179.
- 25) Riley (1996), 204.
- 26) 酒井 (2021)、209–210.
- 27) *De tribus juris naturae et gentium gradibus*, 1678 (?), Mollat (Hg.), *Mitteilungen aus Leibnizens ungedruckten Schriften*, Leipzig 1893, 15.
- 28) Meder (2018), 139–162.
- 29) 古典的な例は「2本の蠟燭」といわれるもの。すなわち、蠟燭が消えかかっている場合に、火のついていない蠟燭を持つ人が、求められて、火を分けてあげる、という例である。
- 30) 『新方法』II, § 74: *A VI*, 1, 344.
- 31) *A VI*, 1, N. 122, S. 439; *K II*, 2, 74f. 例えば、もし甲と乙が溺れかけているのに私には一人(甲)しか助けられない場合、見捨てられた乙が奇跡的に助かった時、(厳格法の観点とは異なり)乙には私を訴える理由がある。
- 32) 三浦 (1997、2009)。なお下川の書評 (2011) も知られている。
- 33) 狭義の制度ではなく、所有、貿易、虐待等を総合した意味で「奴隷制」の語を用いる。
- 34) Goldenbaum (2022), bes. 113–117.
- 35) *Disputatio juridica de conditionibus*, 1665, *A VI*, 1, N. 5.
- 36) *De casibus perplexis in jure*, 1666, *A VI*, 1, N. 9.
- 37) 例えば『新方法』第二部§ 10 (*A VI*, 1, N. 10, S. 298), § 15 (S. 301): “...idem de servo juris est, qui ipse non pro persona habendus, sed re”; *K II*, 1, 24, 29.
- 38) Goldenbaum (2022), 113.
- 39) Martin Elers はハムブルク生まれ、生年不詳、1694年ロンドンで死。
- 40) Von Martin Elers an Leibniz, vom 28. 1. 1682; *A III*, 5, N. 319, S. 559 (“[...] Ihr Cfl. Durchl. solten durch die affericanische Comp. [...], lassen anhero bringen von den swartzen menschen (so sie die Companie alda cauffen und an die Hispanier in Amarica und ander orter vor Slaven vercauffen) und alßdan dieselbe unter seine bauren austeiln, und fur knechte gebrauchen lassen, [...]”); Goldenbaum (2022), 114, Anm. 197.
- 41) *A III*, 3, N. 327, S. 568.
- 42) *A III*, 3, N. 329, S. 571–573.
- 43) Johann Daniel Crafft (1624 (Wertheim) –1697 (Amsterdam)): ツェラーフェルトで鉱山医、その後オランダ、フランス、北米に滞在。後にマインツ選帝侯貿易顧問、ザクセン選帝侯商業顧問などを務めた。
- 44) *A III*, 3, N. 328, S. 570f.
- 45) 選帝侯 Friedrich III (1657–1713; 在位 1688–1701) →プロイセン王 Friedrich I (在位 1701–1713)

- 46) 例えば An Landgraf Ernst von Hessen-Rheinfels vom 24. Okt./3. Nov. 1690, A I, 6, N. 69, S. 127.
- 47) クック (2019) は、ライプニッツが、ヨーロッパ・キリスト教文明に人類の進歩・啓蒙における不可欠の役割を帰するあまり、南米の「未開人」(barbare) のキリスト教への改宗の意義を盾にとり、当時の悲惨な植民地化を黙認したと批判する。しかしクックの論には出典箇所が必ずしも明示されていない点は別にして、「キリスト教化」はそれだけで土地の囲い込みや奴隷制を意味するとは言えない。
- 48) このカロライナ憲法 107 項、110 項には「黒人奴隷」(negro slaves) に対する白人支配者の「絶対的権力」(absolute power) が明記されていた。Armgardt (2020), 156.
- 49) Cranston (1957), 119f.
- 50) 下川潔氏示唆。
- 51) 下川 (2000)、266–280。ロックの正義概念が配分的正義の概念ではない、と強調している。
- 52) Luckscheiter (2015), 173–178。『共通概念』の原文はまずモラット版によって伝承され、これを収載する予定の A IV, 10 確定版は 2022 年 9 月現在未刊である。本稿では、ポツダム編纂室のルックシャイター博士による 2015 年の批判的校訂テキストを用いる。酒井 (2021)、122–116。
- 53) Luckscheiter (2015), 176f. 佐々木能章訳を参照しつつ、自訳を試みた。K II, 2, 166.
- 54) {人間の身体の所有権はその人の魂に属する、しかるに人間の魂は他人が取得することはできない、ゆえにその人の身体の所有権も他人は取得できない [つまり「使用権」に止まる]} という推論である。しかし心身の区別を主張するものではないだろう。ライプニッツの哲学は、モノ論の示すように、心身の間にむしろ連続の面を見ようとするからである。
- 55) Luckscheiter (2015), 177.
- 56) ライプニッツにおける自然法の三段階 (厳格法、衡平、敬虔) とその相互の動的な関係については、酒井 (2021)、第 9 章で詳しく論じた。
- 57) Busche (2003), L XVIII f.
- 58) *Praefatio codicis juris gentium diplomatici*, A IV, 5, N. 7; Dutens, IV; K II, 2 (略記: 『集成序文』)
- 59) それゆえ、ライプニッツが個人の意志や独立・不可侵という近代的法論に立ち得ず、厳格法を曖昧にしておき、ホップズやブーフンドルフに比べて中世的であるとか、後進的であるかのように言うことは誤りである。
- 60) 厳格法と非厳格法、形式と実質の区別は現代法学でも行われている。Meder, 58, Anm. 7.
- 61) Meder, 73.
- 62) 『キュロスの教育』における、キュロスと、服をめぐって争う二人の少年とについてのこのエピソードは、同じ文脈で『新方法』、『共通概念』でも指示されている。
- 63) メーダーは、この「キュロスの教育」の解釈はライプニッツの対功利主義批判としても読めると言う。つまり功利主義の利益計算からは、より大きな利益 (より似合う服) があるのにそれと交換できないとすれば、説明がつかない。厳格法という防波堤がなければ個々の物の個々の人間への帰属は承認されず、主体の権利も認知され得ない、と言う。Meder, 75, Anm. 65.
- 64) 衡平も敬虔も、平等原理から逸脱してもよいような例外状況でない限り、「平等」から出発すべきであり (『集成序文』 K II, 2, 362,)、衡平自体も厳格法を重んじるべきである (『新方法』 II, § 74)。
- 65) Meder, 74.
- 66) Meder, 76f.
- 67) 「規則」(regula) と「例外」(exceptio) については、コンリング宛 1670 年 1 月 13/23 日付: A

- II, 1 (2. Aufl. 2006), N. 15, S. 44–50 ; Busche (2003), 331.
- 68) 『自然法の諸要素』は、衡平が重要な役割をもつような法事案において、裁判官の決定を助けるための基準を作成する精力的で詳細な試みである。Meder, 80, Anm. 83.
- 69) Meder, 80f.
- 70) Busche, 81.
- 71) ライプツィヒ大学在学中にライプニッツは裁判所での法務実習において、実際のさまざまな係争から多くを学んだ。Döring (1996), 87ff. さらにマインツ宮廷では法改革事業を補助するかたわら裁判の判事として実務も担当した。これらの実務経験から得た多種多様な知見は、自然法の三つの異なる段階相互の動的な諸関係にかんする『新方法』や『諸要素』などの論述にいかんなく発揮されている。
- 72) 「上級者」(superior) = 裁判官の権能をライプニッツは、ボダン、ホップズ、グロティウス、プーフェンドルフ、ルソー、カントらよりはるかに大きく認めている。Meder, 83, Anm. 94.
- 73) 博士号請求論文『法における紛糾せる事例』(*De casibus perplexis in jure*, 1666) の主張は、法律には明確な答えが常に存するというもの。紛糾した事案に元々答えはなく、個人的見解が籤引に拠るべしとする法律家にライプニッツは反対する。エイトン (邦訳 1990), 44.
- 74) *Monadologie*, § 83, 84.
- 75) 『諸要素』冒頭は、グロティウスを批判し、正義を担保する神の存在は必要であるとの言明で有名だが、続けて「他者の利益のために最大の損害を耐えしのぶのは馬鹿げたことである。だが、いかなる馬鹿げたことも正義ではない」と述べている。A VI, 1, 43; K II, 2, 53.
- 76) 『新方法』II, § 74; Meder, 191f.
- 77) ブシェによれば、厳格法と衡平に関して、ライプニッツはグロティウス『戦争と平和の法』の命題「法とは、或ることを正しく所有し行為し得る、そういう人格の道徳的性質である」(*De jure belli ac pacis*, I, 1, IV–X) から影響を受けている。Busche (2015), S. 37, Anm. 31.
- 78) Busche (2015), 37f.
- 79) A VI, 1, N. 12, S. 454 (“*Aequitas est aequalitas rationis bonorum cum ratione meritorum. Meritum est hoc loco bonum publicum private connexum. Ut adeo aequitas sit aequalitas bonorum inter plures, salva eorum productione in universum quanta maxima haberi potest...*”)
- 80) 『新方法』II - § 74; A VI, 1, 344, Z. 1, 2f.
- 81) 本稿第 I 章 1・4
- 82) 『統治二論』第二篇第四章「自然状態について」(Of the State of Nature, § 6); 加藤訳 192 頁: “...that being all equal and independent, no one ought to harm another in his Life, Health, Liberty, or Possessions”.
- 83) 下川 (2000) は、ロックの property 概念を綿密に解説しロック政治哲学の立場を剔抉せんとした労作。ロック property 概念の必要条件を (財産でも人身でも) 「排他性」に認め、そこからロック自由主義の実質も「他からの干渉を排除する点」に存すると見る (序章二)。
- 84) 下川 (2000), 73 頁。
- 85) *Nouveaux essais sur l'entendement humain*, IV, chap. 3, § 18 ; A VI, 6, 384.
- 86) 『共通概念』、文書二「正義の共通概念」、K II, 2, 169.
- 87) プラトン『法律』VI, アリストテレス『政治学』III, Riley (1996), 203.
- 88) Luckscheiter (2006), 537.
- 89) A IV, 1 (3. Aufl., 1983), N. 45, S. 552–557; Holz (2013), 281.

- 90) Luckscheiter (2006), 537. 「ポリツァイ」とは現代の「警察」という意味より広い概念で、「公共体の善き秩序」を意味した。『新方法』II, § 18 でも、「・・ゆえに彼 [= 国家に服従する者] は、合意そのものにおいて誓われた誠実に基づいて [法律を] 遵守するように義務づけられている。ここから、この点にポリツァイ条例 (Policey-Ordnungen) つまり政治的条例 (ordinationes politicae) は帰せられることが明らかになる。それら [の条例] において、生活、社交、衣服や会合の慣習、ついには臣民のすべての行いが規制される」と記されている (『新方法』A VI, 1, 304; K II, 2, 31)。
- 91) Müller/Krönert (1969), 190.
- 92) 『集成序文』(A IV, 5. N. 7) の執筆事情・受容史等については K II, 2, 398-401。
- 93) Luckscheiter (2015), 175; K II, 2, 165.
- 94) Thomas Burnett of Kemny (1656-1729) との関係については酒井 (2021), 121 (注 34) 他。
- 95) *Neue Abhandlungen über den menschlichen Verstand*, übersetzt von Ernst Cassirer, 3. Aufl. Philo. Biblio., Leipzig 1915, Nachdr. Hamburg 1971, 451, Anm. 26. 「なぜなら、ライプニッツによれば、「所有権 (Eigentum)」があるのは、それ自体は正義一般、すなわち「普遍的正義」のその最低の段階を形作るに過ぎないところの「厳格法」(jus strictum) の見地と支配の下だけであるから。詳細は『正義の共通概念についての省察』、第 2 巻、512 頁以下」。なお、ここでカッシーラーが指示しているテキストは二巻本の Buchenau/Cassirer 版 (1906) である。

文献一覧

I. ライプニッツ原典

【全集・選集】

- ・ A = *Gottfried Wilhelm Leibniz. Sämtliche Schriften und Briefe*, hg. v. der Preussischen (heute: Berlin-Brandenburgische und Göttinger) Akademie der Wissenschaften, Darmstadt, Leipzig, Berlin (De Gruyter 2013-) 1923ff.
 〔略記例〕 A IV 5, N. 46, S. 123, Z. 25. (第 4 系列、第 5 巻、作品番号 46、123 頁、25 行)
- ・ Dutens = *Gottfried Wilhelm Leibniz. Opera omnia*, 6 tomes, éd. par Louis Dutens, Genève 1768. Reprint: Olms 1989.
- ・ GP = *Die philosophischen Schriften von Gottfried Wilhelm Leibniz*, 7 Bde., hg. v. C. I. Gerhardt, Berlin 1875-1890. Reprint: Olms 1978.
- ・ Grua = Gaston Grua (éd.), *G. W. Leibniz. Textes inédits d'après les manuscrits de la Bibliothèque provinciale de Hanovre*, 2 tomes, 2. édition, PUF Paris 1998.
- ・ Mollat = Georg Mollat (Hg.), *Mitteilungen aus Leibnizens ungedruckten Schriften*, Leipzig 1893.
- ・ K = 『ライプニッツ著作集』第 II 期全 3 巻、工作舎、2015-2018.
 〔略記例〕 K II, 2, 123 (第 II 期第 2 巻 (法学・神学・歴史学) (2016)、123 頁)

【政治哲学・形而上学に関する著作・書簡の選集】

- ・ Busche (2003) = Hubertus Busche (Hg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz, Frühe Schriften zum Naturrecht*, Hamburg 2003.
- ・ Holz (1966/67) = Hans Heinz Holz (Hg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz. Politische Schriften*, 2Bde. Frankfurt a. M./Wien 1966/67.
- ・ Riley (1988) = Patrick Riley (ed.), *Leibniz. Political Writings*, 2nd ed. Cambridge Univ. Press 1988.

【政治哲学・形而上学に関する個別著作の単独版】

- Li (2014) = Wenchao Li (Hg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz. Gedanken über den Begriff der Gerechtigkeit*, übersetzt von P. Castagner. N. Asmussen, S. Ertz, und S. Luckscheiter. Hefte der Leibniz-Stiftungsprofessur, Bd. 27, Hannover 2014.
- Luckscheiter (2015) = Stefan Luckscheiter (Hg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz. Zwei Schriften über die Gerechtigkeit*, in: Wenchao Li (Hg.), “Das Recht kann nicht ungerecht sein...”. *Beiträge zu Leibniz’ Philosophie der Gerechtigkeit. Studia Leibnitiana Sonderhefte 44*, Stuttgart 2015, 137–179.

【ライプニッツの伝記・伝記的研究】

- Aiton (1985) = E. J. Aiton, *Leibniz. A Biography*, Bristol 1985 (『ライプニッツの普遍計画』 渡辺正雄／原純夫／佐藤文男訳、工作舎 1990)
- Müller/Krönert (1969) = Kurt Müller/Gisela Krönert, *Leben und Werk von Gottfried Wilhelm Leibniz. Eine Chronik*, Frankfurt a. M. 1969.

II. ライプニッツ以外の原典

【Aristoteles】

- F. Susemihl (Hg.), *Aristoteles Ethica Nicomachea*, Leipzig 1880; L. Bywater (ed.), *Aristoteles Ethica Nicomachea*, Oxford 1894.
- (『ニコマコス倫理学』 加藤信朗訳、『アリストテレス全集』 第13巻、岩波書店 1973；神崎繁訳、新版第15巻、2014)

【Platon】

- J. Burnet (ed.), *Platonis opera*, tomus IV, Oxford 1902; S. R. Slings (ed.), *Platonis Respublica*, Oxford 2003 (『国家』 藤沢令夫訳、『プラトン全集』 第11巻、岩波書店 1976)
- J. Burnet (ed.), *Platonis opera*, tomus II, Oxford 1902 (『パイドロス』 藤沢令夫訳、『プラトン全集』 第5巻、岩波書店 1974)

【Hobbes】

- *De cive (Elementorum philosophiae sectio tertia)*, 1642, A Critical Edition by Howard Warrender, Oxford: Clarendon Press, 1983. (『市民論』 本田裕志訳、京都大学学術出版会 2008)
- *De corpore (Elementorum philosophiae sectio prima)*, 1655, Thomæ Hobbes Malmesburiensis opera philosophica quæ latine scripsit omnia in unum corpus nunc primum collecta/studio et labore Gulielmi Molesworth, vol 1, Reprint of the edition 1839–45, Scientia Aalen, 1961 (『物体論』 本田裕志訳、京都大学学術出版会 2015)

【Locke】

- *An Essay concerning Human Understanding*, ed. by A. C. Fraser, 2 vols, Dover 1959. (『人間知性論』 (一)～(四)、大槻春彦訳、岩波書店 1972–1977)
- *Two Treatises of Government*, ed. by Peter Laslett, Cambridge Univ. Press 1988 (『統治二論』 加藤節訳、岩波書店 2007)

III. 研究文献

- Armgardt (2015) = Matthias Armgardt, *Die Rechtstheorie von Leibniz im Licht seiner Kritik an Hobbes und Pufendorf*, in: Wenchao Li (Hg.), “Das Recht kann nicht ungerecht sein...” (*Studia Leibnitiana Sonderheft 44*), Stuttgart 2015, 13–27.
- Armgardt (2017) = Matthias Armgardt, *The Role of aequitas in Leibniz’s Legal Philosophy– a Formal Reconstruction*, in: “Für unser Glück oder das Glück Anderer” (*Vorträge des X. Internationalen Leibniz-Kongresses*), VI, Olms 2017, 305–314.

- Armgardt (2019) = Matthias Armgardt, *Die Entwicklung der Leibniz' schen Rechtsphilosophie während seiner Mainzer Jahre (1668–1672)*, in: Irene Dingel/Michael Kempe/Wenchao Li (Hg.), *Leibniz in Mainz. Europäische Dimensionen der Mainzer Wirkungsperiode*, Göttingen 2019, 137–151.
- Armgardt (2020) = Matthias Armgardt, *Inhalte des Naturrechts bei Leibniz*, in: T. Altwicker/F. Cheneval/M. Mahlmann (Hg.), *Rechts- und Staatsphilosophie bei G. W. Leibniz*, Tübingen 2020, 155–164.
- Basso (2015) = Luca Basso, *Leibniz und die Gerechtigkeit: Eine Platonische Perspektive?* in: Wenchao Li (Hg.), “Das Recht kann nicht ungercht sein...” (*Studia Leibnitiana Sonderhefte* 44), Stuttgart 2015, 55–67.
- Busche (2015) = Hubertus Busche, *Leibniz' Lehre von den drei Stufen des Naturrecht*, in: W. Li (Hg.), “Das Recht kann nicht ungerecht sein...”. *Beiträge zu Leibniz' Philosophie der Gerechtigkeit (Studia Leibnitiana Sonderhefte* 44), Stuttgart 2015, 29–53.
- Cook (2018) = Daniel J. Cook, *Leibniz on “Advancing toward greater culture”*, in: *Studia Leibnitiana*, 50 (2018) –2, Stuttgart 2020, 163–179.
- Cranston (1957) = Morice Cranston, *John Locke. A Biography*, London 1957.
- Döring (1996) = Detlef Döring, *Der junge Leibniz und Leipzig*, Sächsische Akademie der Wissenschaften zu Leipzig, Berlin 1996.
- Ertz (2015) = Stephanie Ertz, *Pietas, Aequitas, Caritas: Einige Bemerkungen zur Terminologie und Historischen (Übergangs-) Stellung von Leibniz' Naturrecht*. In: Wenchao Li (Hg.), “Das Recht kann nicht ungerecht sein...”. (*Studia Leibnitiana Sonderhefte* 44), Stuttgart 2015, 69–107.
- Gädeke (2013) = Nora Gädeke, *Die politische Gelehrtenrepublik- Leibniz' Korrespondenz mit England und Schottland*, in: B. Heinecke/I. Kästner (Hg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz (1646–1716) und die gelehrte Welt Europas um 1700*, Aachen 2013, 181–214.
- Goldenbaum (2022) = Ursula Goldenbaum, *Rationalismus und Empirismus über die natürliche Gleichheit der Menschen*, in: F. Beiderbeck / N. Gädeke / S. Waldhoff (Hg.), *Scintillae Leibnitianae. Wenchao Li zum 65. Geburtstag*, Stuttgart 2022, 77–118.
- Holz (2013) = Hans Heinz Holz (Hg. v. Jörg Zimmer), *Leibniz*, Darmstadt 2013.
- Kähler (2013) = Lorenz Kähler, *Billigkeit versus Recht bei Leibniz*, in: T. Altwicker/F. Cheneval/M. Mahlmann (Hg.), *Rechts- und Staatsphilosophie bei G. W. Leibniz*, Tübingen 2020, 165–183.
- Luckscheiter (2006) = Stefan Luckscheiter, *Leibniz' Kritik an Lockes “Two Treatises of Government”*, in: *Einheit und Vielheit (VIII. Internationaler Leibniz-Kongress. Vorträge)*, 1. Teil, Hannover 2006, 532–537.
- Meder (2018) = Stephan Meder, *Der Unbekannte Leibniz. Die Entdeckung von Recht und Politik durch Philosophie*, Wien / Köln / Weimar 2018.
- Meder (2019) = Stephan Meder, *Leibniz als Rechtsreformer in Mainz. Verbesserung der Gesetzgebung und neuer Souveränitätsbegriff*, in: I. Dingel/M. Kempe/W. Li (Hg.), *Leibniz in Mainz. Europäische Dimensionen der Mainzer Wirkungsperiode*, Göttingen 2019, 119–136.
- Nitschke (2015) = Peter Nitschke, *Leibniz' Behandlung von Recht und Gerechtigkeit*, in: F. Beiderbeck/I. Dingel/W. Li (Hg.), *Umwelt und Weltgestaltung. Leibniz' politisches Denken in seiner Zeit*, Göttingen 2015, 574–587.
- Parmentier (2006) = Marc Parmentier, *Leibniz lecteur de Locke*, in: F. Duchesneau/J. Griard (éd.), *Leibniz selon les Nouveaux Essais sur l'entendement humain*, Montréal/Paris 2006, 11–18.
- Riley (1996) = Patrick Riley, *Leibniz' Universal Jurisprudence. Justice as the Charity of the Wise*, Harvard Univ. Press, 1996.

- Riley (2003) = Patrick Riley, *Leibniz's Scottish Connection: The Correspondence with Thomas Burnett of Kemney*, in: *Journal of Scottish Philosophy*, 1, 2003, 69–85.
- Ross (2007) = George MacDonald Ross, *Leibniz Debt to Hobbes*, in: P. Phemister/S. Brown (Ed.), *Leibniz and the English Speaking World*. Springer, Dordrecht 2007, 19–33.
- Sakai (2011) = Kiyoshi Sakai, *Sozialpolitische Leitbilder, Leibniz' Grundsätze einer gerechten Sozialpolitik*, in: *Studia Leibnitiana*, 40 (2011) –2, Stuttgart 2011, 153–167.
- Sakai (2017) = Kiyoshi Sakai, *Leibniz' Begriff der "Justitia". Mit Schwerpunkt auf der "aequitas"*, in: "Für unser Glück oder das Glück Anderer" (*Vorträge des X. Internationalen Leibniz-Kongresses*), VI, Olms 2017, 747–760.
- Schepers (2018) = Heinrich Schepers, *Iter Rationis. Reise der Vernunft in Leibniz' Welt der Monaden*, in: *Studia Leibnitiana*, 49 (2017) –1, Stuttgart 2019, 2–27.
- Schneider (1967) = Hans-Peter Schneider, *Justitia Universalis. Quellenstudien zur Geschichte des »Christlichen Naturrechts« bei G. W. Leibniz* (Juristische Abhandlungen VII), Frankfurt a. M. 1967.
- Van den Heuvel (2008) = Gerd van den Heuvel, 'In der Bastille gewesen zu sein' ist eine Empfehlung: Abenteuer und ehemalige Bastille-Häftlinge am hannoverschen Hof um 1700, in: *Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 80, 2008, 353–388.

- 碧海純一『新版法哲学概論』全訂第二版補正版 有斐閣 2000
- 明石欽司「ライプニッツの法理論と「近代国際法」—「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として—(一)～(五)(慶應義塾大学法学研究会『法学研究』88巻11号、89巻4号、89巻6号、89巻7号、89巻8号、2015、2016
- 勝田有恒「ライプニッツの法改革論についての覚書」『一橋論叢』第84巻第3号、1980
- 酒井 潔『ライプニッツの正義論』法政大学出版局 2021
- 下川 潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会 2000
- 下川 潔「ジョン・ロックの「身体所有権」テーゼ」『社会思想史研究』1996、124–136
- 下川 潔「〔三浦(2009)への〕書評」、『社会思想史研究』2011、160–164
- 三浦永光『ジョン・ロックの市民的世界—人権・知性・自然観』未来社 1997
- 三浦永光『ジョン・ロックとアメリカ先住民—自由主義と植民地支配』御茶の水書房 2009
- 渡邊裕一『ジョン・ロックの権利論—生存権とその射程』晃洋書房 2020
- ミヒヤエル・シュトライス編『一七・一八世紀の国家思想家たち—帝国公法(国)法論・政治学・自然法論—』佐々木有司・柳原正治訳、木鐸社 1995

[以上]

ENGLISH SUMMARY

Leibniz as a Critical Reader of Locke's *Two Treatises of Government***Kiyoshi Sakai**

Regarding the topic of "Locke and Leibniz", it has been standard practice to compare Locke's *An Essay Concerning Human Understanding* (1690) with Leibniz's *Nouveaux essais sur l'entendement humain* (1704) in terms of epistemology and linguistic theory, and to confirm the contrast between empiricism and rationalism. However, little attention has been paid to the fact that Leibniz differed from Locke profoundly in his views on natural law, justice and political philosophy. Around 1698, Leibniz received—through his

correspondents in England—Locke’s *Two Treatises of Government* and also received one from Locke himself, not least its second part on “Civil Government”. For *An Essay* Leibniz wrote a very detailed argument in *Nouveaux essais*, whereas he left neither paper nor memorandum for *Two Treatises*. However, what pervades his legal-philosophical writings is, first of all, his criticism of Hobbes’ voluntarism and then his no less profound criticism of Locke’s liberalistic theory, in particular his concept of “property” in *Two Treatises*. Starting from his “three-stages theory” of natural law Leibniz criticizes Locke’s natural law that allows only “strict law” (“hurt no one!”). Meanwhile, Leibniz ascribes to the principle of “equity” (“give each his due”) the more important role of supplementing or correcting “strict law”. Additionally, he places “piety” (“live honorably”) at the third highest level, in which everyone not only helps each other, but enters into a universal relationship with all and with God. Justice is the charity of the wise. Leibniz’s critique of slavery can also be interpreted as a successful application of his three-stage theory of justice.

Key Words: natural law, property, strict law, equity, piety